



ひだまり便り

66号 (令和3年6月号)
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 平井紳一

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉県稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <https://www.hidamari.or.jp>

わが子のための財産管理～制度の活用～ I

ひだまり理事 田代常光

今回(第四回目)は、「相続」について紹介します。

第一回目:生命保険信託、第二回目:遺言代用信託、第三回目:特定贈与信託をご案内しました。

これらの信託は、いずれも親の財産を「わが子のため」に、親が今から行うことのできる財産管理の仕組みとして紹介しましたが、今回からは、「わが子のため」に活用できる制度として…相続法と相続税法の改正で制度がどのように変わったのかを紹介し、その活用方法をご案内していきたいと思えます。

今から10年ほど前にNPO法人ひだまりでは、「障害者を支える仕組み」と「この子に何を残せますか?～相続と遺言～」を冊子にまとめて会員の皆様にお届けいたしました。活用いただいておりますでしょうか?あれから、10年近く経ち、相続税法も、相続法も改正され変更点も多くあります。

そこで、今回は「～相続・遺言～」編の主な改正点を取り上げます。

(相続税法:平成27年1月1日適用分、相続法:平成30年7月成立、平成31年1月13日より段階的に施行)



■ 冊子「障害を持つ子を支える仕組み」からの改正点 ■

①相続税法の改正点

①相続にかかわる基礎控除額の改正

基礎控除額=3,000万円+(600万円×法定相続人数)

②相続税の未成年者控除の改正

相続開始時の未成年者は20才まで1年について10万円が控除されます。

③障害者控除の改正

相続開始時において障害者は、85才までの1年について10万円、特別障害者は1年について20万円控除されます。

②特例贈与の新設

親や祖父母(直系尊属)が20歳以上の子や孫に贈与した財産を「特例財産」といい、一般の贈与財産と比べて贈与税率が低く設定されています

③相続法の主な改正点～わが子のための相続に関連した改正点を記載しました～

①自筆証書遺言の方式緩和 (2019年1月13日施行)

自筆証書遺言では、全文自筆の要件が緩和され、添付する財産目録を手書きで作成する必要がなくなりました。

②預貯金の払戻し制度の創設

遺産分割前でも、一定額を上限として預貯金の払戻し(仮払い)ができることとなりました。

③遺留分制度の見直し (2019年7月1日施行)

遺留分を侵害された者は、遺留分侵害額に相当する金銭の請求ができるようになりました。

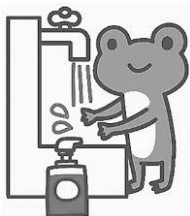
④法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設 (2020年7月10日施行)

遺言書の滅失・紛失、隠匿・改ざん等のリスク回避が可能となり遺言書検認が不要になりました。

その他の改正相続法の主な改正点

配偶者居住権の新設、婚姻期間 20 年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置、特別の寄与制度の創設(相続人以外の親族でも特別寄与請求を認める)、遺留分に含まれる生前贈与財産の時効(相続時から過去 10 年)を創設

以上が、私たち障害のある子を持つ親が是非知っておきたい相続税法、相続法の主な改正点です。今回は、上記「相続法の主な改正点」の具体的な内容と私たちが今後是非活用を考えていきたい「遺言」について紹介する予定です。



今回は、主な遺言の種類、自筆証書遺言の作成、法務局における保管制度の活用などを解説する予定です！

令和 3 年度ひだまり通常総会(書面決議)を開催しました

NPO ひだまりは、コロナ禍の厳しい状況を鑑み書面決議にて通常総会を執り行い、令和 2 年度の事業報告、決算及び令和 3 年度事業計画、予算が賛成多数で承認されました。今年度も基本方針「知的発達障害を持つ人自身の意思と個性を尊重し、自立的生活への一助となるよう支援する」を掲げてサービス事業を進めてまいります。ワクチン接種など感染収束に向けた動きがありますが、以前のような暮らしには当分戻れないという認識の下で色々な制約を乗り越え職員一同努力する所存です。



ひだまり賛助会員大募集!



ひだまりが運営する障害福祉サービス事業メープルリーフは、利用するご本人が会員として「ひだまり」と契約を結び利用します。また、ご利用者の保護者の方には賛助会員としてひだまり支援をお願いしています。更にメープルリーフを利用しない父の樹会会員の方にも賛助会員加入の呼びかけを行っています。

NPO ひだまりは、これまでの活動実績や賛助会員数が評価され、平成 27 年 3 月に千葉市より“認定 NPO 法人”の認証を受けました。令和 2 年 1 月 17 日更新審査が行われ、お陰様で継続して認定を受けることができました。本当にありがとうございました。新型コロナウイルス蔓延の状況の中、支援活動の制約、収支の悪化など事業経営は大変厳しい状態にあります。当法人の理念、活動に賛同いただける方は、賛助会員にご加入頂ければ大変有難く存じます。ご協力いただける方は、ひだまり事務所までご連絡ください。

- ◆ 賛助会費 …… 一口 3,000 円から何口でも結構です。(一年間)
- ◆ 振込先 …… ゆうちょ銀行【口座番号】00110-3-739401
【口座名称】特定非営利活動法人ひだまり
- ◆ 連絡先 …… ひだまり事務所 山本・久保井 Tel:043-258-8604

昨年度ご協力いただいた方には、継続のお願いと振込用紙を同封させていただいております。本年度もご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。